

令和7年度

第9回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年12月25日(木)

令和7年度第9回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年12月25日（木）10：00～11：00

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

農業委員

会長 松木会長
3番 猪俣委員
7番 加藤委員
10番 松井委員
13番 横山委員

1番 高橋委員
5番 荒川委員
8番 高橋委員
11番 荒野（武）委員
14番 笹尾委員

2番 上原委員
6番 荒野（信）委員
9番 小宮委員
12番 中戸川委員

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第5号 生産緑地地区の取得あっせんについて

議 事

- 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第57号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
議案第58号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について
議案第59号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

＜報告事項＞

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、1件の通知について、土地の所在地の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、4件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、6件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、20件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第5号 生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、生産緑地地区の取得あっせんがだったので、希望者を募る。

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 農地法第3条の規定による許可申請3件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市立金旭中学校から南東に約410mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 31,685.25m²

田・・・約1町5反5畝

畑・・・約1町6反2畝

取得後経営面積 32,702.25m²

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

配偶者 (60代) 農業専従

子 (30代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター5、耕うん機5、田植機1、コンバイン1

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 経営地は稻刈りが完了しており、申請地についても適正に管理されているので問題はない。

議長 地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果 異議なしで議決される。⇒許可

(3番案件)

事務局

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

打間木自治会館から南西に約210m、北東に200mから280mに位置

農振農用地及び農振白地

【経営地】

経営面積 28, 173. 90m²

田・・・約2町

畑・・・約8反1畝

取得後経営面積 31, 326. 90m²

【農業従事者内訳】

本人 (40代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター2、耕うん機3、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地、経営地ともに適正に管理され、営農されているので問題はない。

議長

地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

3番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(4番案件)

事務局

4番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

国道129号線信号「長沼入口」から北西に約420mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 8,140.77m²

田・・・約6反4畝

畑・・・約1反7畝

取得後経営面積 8,814.77m²

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

本人 (60代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地及び経営地について確認したところ、いずれも適正に管理され、営農が行われている状況であり、問題はない。

議長

地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 農地法第5条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

市立神田中学校から南に約60mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

市立神田中学校から南に約60m、田村けやき公園（街区公園）から南西に約270mの位置で、幅員4m以上の前面道路に2管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側は農地・雑種地、西側は農地・宅地、南側及び北側は水路。

【利用計画】

出入口は南側水路からの計画で、出入口箇所はコンクリート舗装とする。

出入口、西側宅地境界以外にはフラットタイプ・ガードパネルを新設し、被害防除。

敷地内は盛土し、砂利敷き転圧。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合及び隣接農地所有者の同意済。

【申請理由】

譲受人は、一般貨物自動車運送業を営んでおり、神奈川県全域のエリアで活動している。現在、田村四丁目に社用車駐車場を借りているが、事業拡大に伴い、社用車増車及び従業員増員を計画し、新たな駐車場を探していた。申請地は現在借りている社用車駐車場から近く、必要な面積を確保できることに加え、主要道路へのアクセスも良好であることから最適と考え、転用申請するもの。

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は、事業拡大に伴い駐車場の不足が見込まれることから、駐車場として転用するもの。出入口及び西側宅地境界を除き、フラットタイプのガードパネルを新設して被害防除を図るとともに、転用後において砂利等が水路へ流出することのないよう適正に管理する旨の確認書が提出されていることから、転用について問題はない。

議長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場、車両置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

学校法人平岡学園平岡幼稚園から南東に約30mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

学校法人平岡学園平岡幼稚園から南東に約30m、岡崎上ノ入公園（街区公園）から西に約225mの位置で、幅員4m以上の前面道路に2管（上水管、下水管）が埋設されている。東側は宅地、西側は農地、南側は道路、北側は水路。

【利用計画】

出入口は南側道路からの計画であり、切下げを新設。

東側、西側、北側にCB2段積・フェンスを新設。

敷地内はコンクリート打、砕石舗装。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は、平塚市・秦野市を中心に運送業及び資材リース業を主に営んでいる。現在使用している平塚市横内の資材置場について、貸主の都合により退去が必要となったため、新たな資材置場を検討していた。申請地は、主な事業エリアに近接し、必要な面積を確保できることに加え、高速道路へのアクセスも良好であり、事業運営上、適地であると判断したことから、転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は、現在使用している資材置場が契約終了の予定であることから、新たな資材置場及び車両置場として転用するもの。歩道の切り下げを新設する工事については、当該箇所がバス通りに面していることから、施工にあたっては歩行者の安全確保に十分留意していただきたいが、出入口を除く申請地周囲にCB2段積・フェンスを新設して被害防除を図る計画であることから、転用にあたって問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第57号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、2件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番から2番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委員 異議なし。

議長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から2番案件)

議長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、温室栽培及び畑作を行っており、農地は適正に管理されていることを確認したため、問題はない旨を報告。

地元委員 2番案件について、ネギを栽培し、市場に出荷している。管理は適切に行われており、問題はない旨を報告。

議長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結果 1番案件から2番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第58号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について

議長 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明、1件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、主たる従事者及び農地の概要について説明。

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議長 地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は果樹及び里芋が栽培され、適正に管理されていることを確認したため、主たる従事者の証明を発行することに問題はない。

議長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第59号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議長 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計2件について、事務局に説明を求める。
- 事務局 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(11時00分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。